

# 令和4年4月1日から補聴器購入費を助成します

市では、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以上の難聴者に対して、補聴器購入費の一部を助成します。



## 対象者 ※以下の要件を全て満たす方

- ・新発田市内に住所を有する18歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない方または医師が補聴器装用を必要と認めた方

※検査の結果、身体障害者手帳の対象となる方は、手帳の申請をしてください。同手帳の交付により、別途購入費の助成を受けることができます。手帳と補聴器購入費の助成は同時に申請できます。  
詳しくは社会福祉課へ

## 助成額

区分	助成額	上限額
・生活保護世帯の方 ・市、県民税非課税世帯の方	購入費の全額	50,000円
上記以外の世帯の方	購入費の1/2	30,000円

- ・補聴器の購入前に申請をしてください。  
申請前に購入した補聴器は助成対象となりません。
- ・修理費や付属品単体の購入費は助成の対象となりません。
- ・助成の交付を受けてから5年を経過するまで、再度の申請はできません。

## 申請に関するお問合せ先

- |                  |              |           |
|------------------|--------------|-----------|
| ▽ 65歳以上の方        | 高齢福祉課 高齢福祉係  | ☎ 28-9200 |
| ▽ 18~64歳の方       | 社会福祉課 障がい福祉係 | ☎ 28-9223 |
| ▽ 身体障害者手帳の対象となる方 | 社会福祉課 障がい福祉係 | ☎ 28-9223 |

申請の流れは裏面へ→

## 申請の流れ

### 申請に必要な書類

- 申請書
- 医師の意見書
- 補聴器の見積書



#### 申請書受取

市役所で「申請書」と「意見書」の用紙を受取る  
※市ホームページからもダウンロードできます

#### 受診・意見書の作成依頼

医療機関を受診し、補聴器使用の必要が認められたときは、意見書を作成してもらう  
※受診費用、意見書作成費用は自己負担となります

#### 見積書依頼

補聴器販売店へ医師の意見書を持参し、見積書を作成してもらう

#### 助成申請

市高齢福祉課（65歳以上の方）または社会福祉課（18～64歳の方）へ申請に必要な書類を用意し、申請する

#### 補聴器購入

市から助成決定通知書が届いたら、見積書を作成した販売店で補聴器を購入し、領収書を受け取る  
※領収書の宛先は申請者本人の氏名

#### 助成額請求

助成請求書に記入の上、補聴器の領収書を添付し、市高齢福祉課または社会福祉課へ助成額を請求する

#### 助成

助成請求書に記載した指定口座へ助成額が振り込まれる

